



2024年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社テレビ朝日ホールディングス
代 表 者 代表取締役会長 早河 洋
コード番号 9409 (東証プライム市場)
問合せ先 取締役 板橋 順二
(TEL 03-6406-1115)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月27日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2024年6月27日開催予定の第84回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、放送法に基づき外国人等の議決権割合が総株主の議決権の5分の1以上となる場合に、外国人等の株主名簿への記載または記録を拒否し、拒否された外国人等の株式を配当支払いの対象外としておりますが、今後は、当該外国人等の株式についても配当支払いの対象といたしたく、現行定款第33条の変更を行うものです。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月27日
定款変更の効力発生日	2024年9月1日

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当)
第 33 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。	第 33 条 本会社の期末配当は、次の各号に掲げる者に対して行
	うことができる。
	1. 毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録
	された株主または登録株式質権者
	2. 社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項
	に基づき振替機関より通知された毎年 3 月 31 日の株
	主のうちその有する株式の全部または一部について
	本定款第 10 条第 2 項の規定により株主名簿に記載も
	しくは記録されなかった株主または当該通知におい
	て当該株主の有する株式の質権者として示された者
② 本会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。	② 本会社の中間配当は、次の各号に掲げる者に対して行
	うことができる。
	1. 毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録
	された株主または登録株式質権者
	2. 社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項
	に基づき振替機関より通知された毎年 9 月 30 日の株
	主のうちその有する株式の全部または一部について
	本定款第 10 条第 2 項の規定により株主名簿に記載も
	しくは記録されなかった株主または当該通知におい
	て当該株主の有する株式の質権者として示された者
③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすること	③ 前 2 項のほか、基準日を定めて、次の各号に掲げる者
ができる。	に対して剰余金の配当をすることができる。
	1. 基準日の最終の株主名簿に記載または記録された
	株主または登録株式質権者
	2. 社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項
	に基づき振替機関より通知された基準日の株主のう
	ちその有する株式の全部または一部について本定款
	第 10 条第 2 項の規定により株主名簿に記載もしくは
	記録されなかった株主または当該通知において当該
	株主の有する株式の質権者として示された者

(新設)

(附則)

定款第 33 条の変更は、2024 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、同条の効力発生をもってこれを削除する。